

○政治資金規正法に基づく資金管

選

管

委

<u>一</u> 五.

理団体の指定の取消し

報

雑

○自動車税納税通知書封筒裏面に

"

그

の開催

掲載する広告の広告主の募集

務

課)

○埼玉県環境影響評価技術審議会

規 則

埼玉県行政組織規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二十七日

埼 玉県知事 上 田 清

司

#### 埼玉県規則第百

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

正する。 埼玉県行政組織規則 (昭和四十二年埼玉県規則第一 号 の一部を次のように改

号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、 に係る事務」を加え、同条農地活用推進課の項中第十二号を第十三号とし、 第十一条農業政策課の項第三号中「転用」の下に「及び遊休農地に関する措置 第一号の次に次の一号を加える。 第二

農地法の施行(遊休農地に関する措置に係る事務に限る。)に関すること。

この規則は、 農地法等の 部を改正する法律 (平成二十一年法律第五十七号)

の施行の日から施行する。

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の

一部を改正する規則をここに公布

する。

埼

玉県知事

上

田

清

司

平成二十一年十一 月二十七日

埼玉県規則第百二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

(環境政策課)

二七

二六 の一部を次のように改正する。 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則

13を17とし、その次に次のように加える。 別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄中4を19とし、

(昭和四十五年埼玉県規則第一号)

広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。 受託事業者に対し、 法第五十七条第二項の規定に基づき、業務提供誘引販売取引電子メール広告 一年以内の期間を限り、業務提供誘引販売取引電子メール

を15とし、 別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄中12を16とし、 10を13とし、その次に次のように加える。

11

14 法第三十九条第六項の規定に基づき、 同条第四項の命令をした旨を公表する

その次に次のように加える。 別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄中 9を11とし、

12 の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。 者に対し、一年以内の期間を限り、 法第三十九条第四項の規定に基づき、連鎖販売取引電子メール広告受託事業 連鎖販売取引電子メール広告に関する業務

5から7までを7から9までとし、同欄4中「第十五条第二項」を「第十五条第三 項」に改め、同欄4を同欄5とし、その次に次のように加える。 別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄中8を10とし、

6 法第十五条第四項の規定に基づき、 同条第二項の命令をした旨を公表するこ

うに加える。 別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄3の次に次のよ

4 法第十五条第二項の規定に基づき、 通信販売電子メール広告受託事業者に対

部を停止すべきことを命ずること。 一年以内の期間を限り、 通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は

える。 別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄に次のように加

20 法第五十七条第四項の規定に基づき、 同条第一 一項の命令をした旨を公表する

とし、第六号の次に次の一号を加える。 別表第四県民生活部の表消費生活課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号

関する事務 う。) の施行 以下この項にお 百 和三十六年法律第 割賦販売法 て「法」と 五十九号。 韶 1, に 個別信用購入あつせん業者に対 五項の規定に基づき、 個別信用購入あつせんに係る業 限る。) の規定に基づき、登録 係る者に通知すること を示して、その旨を当該処分に 項の処分をしたとき、その理由 務の全部又は一部の停止を命ず し、一年以内の期間を定めて、 法第三十五条の三の三十二第 法第三十五条の三の三十二第 (同項第一号に係る部分に 同条第二

第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号部長専決事項の欄3から5までを削 とし、同表第四農林部の表農地活用推進課の項中第五号を第六号とし、第二号から 別表第四農林部の表農業政策課の項第三号部長専決事項の欄3から7までを削 同欄8中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に改め、同欄8を同欄3 同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

この項において 「法」という。) 農 施行に関する 地法 议 下

事務

2 1 基づき、調停案を作成すること。 法第三十六条第四項の規定に 法第三十六条第三項の規定に

基づき、

調停案の受諾を勧告す

3 場合を含む。)の規定に基づき 十三条第二項において準用する 定をすること 特定利用権を設定すべき旨の裁 法第三十九条第一項 (法第四

県農業会議の意見を聴くこと 場合を含む。)の規定に基づき、 十三条第二項において準用する 法第四十一条の規定に基づき、 法第三十九条第四項(法第四

3

を受けた者に対し、

年法律第五十七号)の施行の日 この規則は、 附

公布する。 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第百三号

号)の一部を次のように改正する。 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 (昭和四十五年埼玉県規則第二

とし、2を5とし、 8」を「次の10及び11」に改め、 10とし、同欄6中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、 欄8を同欄11とし、 に改め、 し、9を12とし、同欄8中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」 |第十八条| に改め、 別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第四号専決事項の欄中10を13と 「解除等」の下に「の許可」を加え、 1の次に次のように加える。 同欄7中「第八十三条」を「第五十条」に改め、 同欄5を同欄8とし、同欄4中 同欄6を同欄9とし、 同欄4を同欄7とし、 「第二十条」を「第十八条」 同欄5中 「第二十条」を 同欄中3を6 同欄7を同欄 一に改め、同 「以下7及び

2 による権利又は賃借権に限る。次の3及び4において同じ。)の設定の許可を しようとする旨を市町村長に通知すること。 法第三条第四項の規定に基づき、農地又は採草放牧地に係る権利 (使用貸借

法第三条の二第一項の規定に基づき、農地又は採草放牧地に係る権利の設定

相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告す

特定利用権に係る賃貸借の解除

則

平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。 別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号の改正規定 公布の日

別表第四農林部の表の改正規定 農地法等の一部を改正する法律 (平成二十

を承認すること

4 の許可を取り消すこと 法第三条の二第二項の規定に基づき、 農地又は採草放牧地に係る権利の設定

附 則

施行の日から施行する。 この規則は、農地法等の一部を改正する法律 (平成二十一年法律第五十七号)

0)

則の一部を改正する規則をここに公布する。 割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規

平成二十一年十一月二十七日

埼 玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第百四号

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定め る規則の一部を改正する規則

則 割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規 (平成元年埼玉県規則第六十二号)の一部を次のように改正する

「第四十一条第三項」を「第四十一条第七項」に改める。

を次のように改める。 別記様式(表)中「왦 4 1 ※왦 1 娷」の次に「又は紙 5 娷」を加え、 同様式 (裏)

展

割賦販売法 (抜粋)

第41条 職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第35条の3の61の許可を受けた者、指定受託機関又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その

- り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(個別信用購入あつせん業者の第35条の3の5及び第35条の3の7本文の規定の遵守の状 況に係るものに限る。)をさせることができる。
- 携帯し、 前各項の規定により立入検査をする職員は、 関係人に提示しなければならない。 その身分を示す証明書を

めに認められたものと解釈してはならない。 第1項から第6項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のた

第47条 347条 この法律に規定する主務大臣又は経済産業大臣の権限に属事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこすることができる。 (都道府県が処理する事務) すとると

〔罰則〕 次の各号のいずれかに該当する者は、 50万円以下の罰金に処

第53条 ه ه ه

8 又は県瀬した 第41条第1項から第6項までの規定による検査を拒み、 \*

附 則

この規則は、 平成二十一年十二月 日から施行する。

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県規則第百五号

規則 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する

第三十七号) 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則 の一部を次のように改正する。 (平成八年埼玉県規則

項、 第四条第一号中 を削り、 「これらに」を「これに」に改める。 「割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) 第四条の三第

附 則

この規則は、 平成二十一年十二月一 日 から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県規則第百六号

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県知事

上

田

清

司

更届」に改め、同条に次の一項を加える。第七条第二項中「有料老人ホーム変更(休止、廃止)届」を「有料老人ホーム変

(休止)届によらなければならない。 法第二十九条第三項の規定による届出は、様式第十六号の有料老人ホーム廃止

3

を加える 更に係る」 理由」に、 廃止)した年月日」や「変更年月日」じ、 更届」に、 様式第十五号中 に、 「変更(休止、廃止)したので」や「変更したので」以、 「変更 (休止、廃止) 「変更等の事項」を「変更事項」に改め、 「有料老人ホーム変更(休止、廃止)届」や「有料老人ホーム変 後」を「変更後」に、 「変更(休止、廃止)の事由」や「変更 「変更等の場合の」や「変 同様式の次に次の一様式 「変更 (休止、

様式第16号(第7条関係)

有料老人ホーム廃止(休止)届

併

П

Ш

(あて先)

埼玉県知事

,

ムの設置者所

氏名又は名称

帝

代表者氏名

老人福祉法第29条第1項の規定により届け出た有料老人ホームについて、下記のとおり廃止(休止)しますので、届け出ます。

- 廃止 (休止) 予定年月日
- 廃止 (休止) 理由
- 廃止 (休止) 後の措置

ω N

- 休止予定期間(休止しようとする場合)
- その他(添付書類)
- 廃止(休止)に係る議事録謄本
- 廃止(休止)事項を確認する資料

この規則は、公布の日から施行する。

附 ②

則

名称及び所在地

# 埼玉県告示第千五百六十二号

決定したので、次のとおり公示する。 の適用を受ける調達について、落札者を WTOに基づく政府調達に関する協定 平成二十一年十一月二十七日

購入等件名及び数量

埼玉県知事

田 清 司

契約に関する事務を担当する部局の 埼玉県市町村電子申請サービス提供

請推進担当 埼玉県さいたま市浦和区 **高砂3丁目15番1号** 埼玉県企画財政部情報企画課電子申

平成21年10月13日 落札者を決定した日

落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝

落札金額

契約の相手方を決定した手続

般競争人札

平成21年 8 月14日 入札の公告を行った日

50,400,000円

1目7番1号

特定非営利活動法人鳩ヶ谷協働研究

藤原 淳

兀 主たる事務所の所在地

埼玉県鳩ケ谷市桜町三丁目二一番三一

埼玉県告示第千五百六十三号

非営利活動法人を設立しようとする者か で、 第七号)第十条第一項の規定により特定 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 特定非営利活動促進法(平成十年法律 次のとおり申請書が提出されたの 同条第二項の規定により公告する。

www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 びにインターネットを利用する方法(埼 域振興センターにおいて備え置く方法並 書を申請のあった日から二月間、 玉県NPO情報ステーション(http:// に供する。 活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 県民生 ら、次のとおり申請書が提出されたの

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名 平成二十一年十一月十三日

 $\equiv$ 代表者の氏名

<u>Ŧ</u>. 定款に記載された目的

とを目的とする。 業所に対し、売り上げ向上の為の相談 を受け、地域経済活性化に寄与するこ この法人は、鳩ヶ谷や近隣地域の事

Ŧi.

定款に記載された目的

番

四号

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 埼玉県告示第千五百六十四号 特定非営利活動促進法(平成十年法律

書を申請のあった日から二月間、県民生 活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 域振興センターにおいて備え置く方法並

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

同条第二項の規定により公告する。

www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 玉県NPO情報ステーション(http:// びにインターネットを利用する方法 に供する。

平成二十一年十一月 埼玉県知事 一十七日 田 清 司

申請に係る特定非営利活動法人の名 平成二十一年十一月十九日 申請のあった年月日

る会すまいる 特定非営利活動法人障害者を支援す | 二

三 代表者の氏名

兀 主たる事務所の所在地 埼玉県蕨市南町一丁目二一 靖爾

増進を行い、 画に寄与することを目的とする。 この法人は、障害者に対し、 社会的自立支援と社会参 福祉

埼玉県告示第千五百六十五号

で、 びにインターネットを利用する方法(埼 域振興センターにおいて備え置く方法並 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 www.saitamaken-npo.net/))により縦 活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地 書を申請のあった日から二月間、 ら、次のとおり申請書が提出されたの 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 に供する。 玉県NPO情報ステーション(http:// 特定非営利活動促進法(平成十年法律 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 同条第二項の規定により公告する。 県民生

申請のあった年月日 平成二十一年十一月 埼玉県知事 上 一十七日 田 清 司

平成二十一年十一月十三日

申請に係る特定非営利活動法人の名

称

兀 代表者の氏名 特定非営利活動法人99の風 埼玉県春日部市中央三丁目二十番九 主たる事務所の所在地 亘

五. どの運営を視野に入れた非営利活動を 来的に認知症専門のグループホームな 雇用の促進を推し進めるとともに、将 などの事業をすることで60歳以上の 行い、雇用促進、 定款に記載された目的 この法人は、 お墓の参拝代行や掃除 福祉、 社会貢献等に

# 埼玉県告示第千五百六十六号

寄与することを目的とする。

Ŧi.

第七号)第十条第一項の規定により特定 びにインターネットを利用する方法 域振興センターにおいて備え置く方法並 書を申請のあった日から二月間、 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 非営利活動法人を設立しようとする者か 玉県NPO情報ステーション(http:// 活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 特定非営利活動促進法(平成十年法律 次のとおり申請書が提出されたの 同条第二項の規定により公告する。 県民生 (埼

> 平成二十一年十一月二十七日 埼玉県知事 田 清 司

申請に係る特定非営利活動法人の名 申請のあった年月日 平成二十一年十一月十三日

称 特定非営利活動法人NESげんこつ

三 代表者の氏名 鉄也

兀 号オリーブハイツ一〇 埼玉県越谷市北越谷一丁目二十三 主たる事務所の所在地 番

て、 動、子ども自身の成長自立活動におい る 代の地域や、国、 支援、援助、イベントを行い、次の時 てることに寄与することを目的とす この法人は、親の子育てや教育活 定款に記載された目的 困難を抱いている人たちに対し、 地球を担う人間を育

# 埼玉県告示第千五百六十七号

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 非営利活動法人を設立しようとする者か 書を申請のあった日から二月間、 第七号)第十条第一項の規定により特定 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 特定非営利活動促進法 次のとおり申請書が提出されたの 同条第二項の規定により公告する。 (平成十年法律 県民生

www.saitamaken-npo.net/))により縦覧

に供する。

平成二十一年十一月二十七日 上 田 清

申請に係る特定非営利活動法人の名

\_\_

www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 域振興センターにおいて備え置く方法並 活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地 びにインターネットを利用する方法 玉県NPO情報ステーション(http:// **(**埼 兀

申請のあった年月日

称

特定非営利活動法人心の絆

に供する。

Ŧi.

埼玉県知事 司

平成二十一年十一月十七日

代表者の氏名

埼玉県行田市大字野千二百五十二 主たる事務所の所在地

番

る。 も達に対し、 トの開催事業を行い、 する慰問活動やチャリティーコンサー う音楽や舞踊等を通じて福祉施設に対 祉の増進に寄与することを目的とす この法人は、 定款に記載された目的 健やかな生活が送れるよ 高齢者、 地域における福 障害者、

埼玉県告示第千五百六十八号

ールセンターの運営業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格 に基づき、平成二十一年度及び平成二十二年度において県が締結する自動車税等コ 等について次のとおり定めた。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 一般競争入札参加資格者

者」という。)とし、 という。)を有するとして資格の認定を受けた者 という。)を受けた結果、 ることができる者は、 ー運営業務一般競争入札参加資格登録名簿に登載するものとする 自動車税等コールセンターの運営業務の委託契約に係る一般競争入札に参加す 知事は一般競争入札参加資格者を自動車税等コー 一般競争入札の参加資格に関する審査 一般競争入札に参加する者に必要な資格 (以下「一般競争入札参加資格 Û 以下 以 下 「資格審査 ルセンタ

資格審査を受けることができない 次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

イ

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

二年を経過しない者 - 二年を経過しない者 - 十三二又はホに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から

資格は、業務 一 資格及び格付

四

資格審査は、

次に掲げる事項について行う。

分して定める。 資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A級及びB級の二つの格付けに区

コ 経営規 イ 売上額

口 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 従業員数

(2) 経営資本回転率

流動比率

(3) 一人当たり売上高

障害者雇用状況

五 資格審査の申請方法 へ ISO14001又は埼玉県エコアップの認証取得状況

げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。(資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ「営業経歴書(創業時から現在までの営業経歴を記載したもの)

ハ 事務所一覧表

第十条第一項に規定する登記事項証明書の写し(履歴事項全部証明書又は現在ニー申請者が法人である場合は、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)

事項全部証明書)

| 又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し(被保佐人又は被補助人にへ 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人ホ 申請者が個人である場合は、市区町村長が発行する身分証明書の写し

あっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明

ものにあっては、提出可能な決算に関するもの)年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないトー申請者が法人である場合は、決算報告書の写し(申請日の直前一年間の事業

間の申告に係るもの) 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し(申請日の直前一年

内の事業所に係るもの) 事業税の納税証明書の写し(申請日の直前一年間の事業年度における埼玉県

IJ

消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

障害者雇用状況報告書の写し(従業員数が五十六人以上の事業者のみ必要と

する。)

ルヌ

事業者で障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。) ラー障害者雇用の証明書(障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない

を受けている場合のみ必要とする。) 「日SO14001認証取得登録証又は埼玉県エコアップ認証書の写し(認証ワー1SO14001認証取得登録証又は埼玉県エコアップ認証書の写し(認証

ヨ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために要とする。) 要とする。) み 委任状(入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必

六 申請書の配布及び提出場所

必要な同意をしている者が発行する同意書

庁本庁舎三階 総務部税務課総務・企画担当 電話○四八─八三○─二六四○ 〒三三○─九三○一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

七 資格審査の申請時期

申請書に次に掲

申請者は、随時に申請書を知事に提出することができる

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする

資格の有効期間は、

る。 資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十三年三月三十一日までとす

十 申請書等の作成に用いる言語等

らない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文イ「申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければな

指定医療機関

口 りしなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示し ならない。 てあるものは、 を付記し、又は添付しなければならない。 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額表示は、日本国通貨によ 日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければ

大蔵省令第九十五号) なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程 第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとす (昭和二十二年

+ 資料の請求等

知事は、資格審査に際し、 必要があるときは、資料の提出若しくは提示又は説

明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、

届け出なければならない くは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、 次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若し 速やかにその旨を知事に

商号、名称又は氏名

代表者又は代理人

所在地 (代理人の所在地を含む。)

> 印鑑(実印、 使用印又は代理人印)

ホ 資本金

電話番号又はファクシミリ番号

障害者雇用状況

ISO14001又は埼玉県エコアップの認証取得状況

十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、 次のいずれかに該当するときは、 その資

格の認定を取り消すことができる。

二イ又は口のいずれかに該当する者となったとき

申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき

口

経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

四号) 第三条又は第八条第 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認め 一項第一号の規定に違反して公正取引委員会から告 (昭和二十二年法律第五十

たとき

され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたと 刑法 (明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三第二項の規定により逮捕

埼玉県告示第千五百六十九号

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 いて準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条 (平成六年法律第三十号) (同法第五十五条にお 第十

四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条

(同法第五十

当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。 五条において準用する場合を含む。) の規定による医療支援給付のための医療を担

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上  $\mathbb{H}$ 清 司

医療法人社団明雄会 本庄児玉病院	ハピネス診療所	医療法人千仁会 奥秋内科	医療法人 はんだ整形外科	名称
医療法	細	医療	医療法	開
法人	村	法	人は,	設
社 団 明	泰	人千	んだ整形	者
雄会	夫	仁会	外科	名
本庄市児玉町児	行田市長野七二	川口市並木二―	鶴ヶ島市新町一	所
玉七二〇	九六一一	二一一六 フェニーチェ並木	—七—一三	在
		≖並木一○○号		地
平成二十一年十一月	平成二十一年 十月	平成二十一年 十月	平成二十一年 十月	指定年月
日	日	日	日日	日

平塚葉局	う れ し 野	薬局マツモトキョシららぽり	セントラル	ヒロ薬局	ピュア薬局の	新生堂	寺島薬局 北鴻巣	薬局ティーダー北	薬局松山	薬局アポック	サンドラッグ川口が	ドレミ	ぬまお歯科	ふくデンタルクリ	医療法人社団洋仁会 和光ファ	クレ歯科	ひ ろ 歯 科	内田歯科	グリーン	医療法人康生会 柏原	木乃里クリー	なかの小児科クリ	新座眼	ひまわり診	志木駅前クリ	そうか在宅	プラーナクリ	
越 生 店 株	薬局株	ーと新三郷店 株 4	薬 局 セン	志 木 店 ト	2 号 店 有限	薬局中	果駅前店 寺	鴻巣店株	中央	行田店 株:	前川薬局一株。	薬局有質	医院	リニック中	アミリー歯科 医	医院具	医院金	医院内	歯 科 竹	尿歯科医院 医	ニック見	リニック中	科山	療所	ニック医	診療 所 白	ニック青	
式 会 社 ウィーズ	式会社A	式会社 マツモトキョ	ントラルメディカル株式会	モニティ株式会	限会社 ピュアファーマシ	野洋	島薬局株式会	式会社 キュアメディカ	樹株式会	式会社 日本アポッ	式会社 サンドラッ	限会社ティー・エム	尾	村由	療法人社団洋仁	武	村弘	田雅	内	療法人康生	嶋弘	野和	川	島	療法人社団悠友	昌	木	
T   入間郡越生町黒岩二一○―一	P   ふじみ野市うれし野一―五―二三―一B	シ   三郷市新三郷ららシティ三―一―一ららぽーと新三郷一階一一五〇〇	4社 北本市石戸宿一―九三―五	社 志木市上宗岡五―一八―七	-   戸田市喜沢	二 越谷市蒲生旭町一一—一	社 鴻巣市赤見台一―一一一三三	鴻巣市八幡田字前通五三二―	社 東松山市材木町二一―八 吉建ビルD館一F 一〇一号室	ク   行田市富士見町二―一七―一	グ 川口市前川一一二六―五三	熊谷市妻沼東五—五一	也   八潮市新町五—二	香 新座市東一—一一三六 半田貸店舗二F	会 和光市丸山台一―九―三 イトーヨーカドー和光店三F	城 蕨市錦町二―三―二三	成 越谷市東越谷九―二六―一五	典 上尾市西門前六〇七	広   鴻巣市本町二―一―七 広総業ビル二F	会   狭山市広瀬東一―四―三四	泰 比企郡ときがわ町馬場五〇―一	俊   ふじみ野市上福岡六―四―五 メディカルセンター上福岡一階A	彦   新座市東北二―三二―一二 新座サティ三F	剛 新座市馬場一―二―三三―一階	会 新座市東北二一三四一一五 二階	善草加市高砂一―六―二八 イトーピア草加マンション一〇五	弘   深谷市柏合一四四一二	
平成二十一年 九月	平成二十一年 十月	平成二十一年 十月	平成二十一年 十月	平成二十一年 十月	平成二十一年十一月	平成二十一年 六月	平成二十一年十一月	平成二十一年 五月	平成二十一年 十月	平成二十一年十一月	平成二十一年 十月	平成二十一年 一月	平成二十一年 十月	平成二十一年十一月	平成二十一年 十月	平成二十一年 十月二	平成二十一年 十月	平成二十一年 十月	平成二十一年十一月	平成二十一年 九月二十四日	平成二十一年 十月二十七日	平成二十一年 十月二十八日	平成二十一年 十月	平成二十一年十一月	平成二十一年 十月	平成二十一年 九月	平成二十一年十一月	
日	日	一日	日	日	日	四 日	四日	日	日	一日	九日	日	五. 日	四 日	日	十九日	八日	十日	五. 日	十四日	十七日	十八日	日	一日	日	日	四日	

埼玉県告示第千五百七十号

埼玉医療生活協同組合 で う ご う 薬	同組合 羽生訪問看護ステーション 薬 局 と き が わ 店 堂 薬 局 と	埼玉医療生活協株式会社 キュアメ	同組合   羽   比   ボイカル   比   比   比   比   比   比   比   比   比	生市上岩企郡以川	瀬六六〇  町菅谷四六三―三  町青山一四七一		平成二十一年 三月 平成二十一年 九月 平成二十一年 九月	
一指定施術者	白							
氏	名 <u>住</u>	所	名施施	称	所術在	地	指定年月	日
鈴木裕	郎		ゆう整骨	院	所沢市小手指町一─二二──一三──一○一	<u> </u>	平成二十一年 八月	十七日
堀内	秀 夫		戸塚接骨	院川	□市長蔵二―一一二○		平成二十一年 十月	十五日
楊	哉		やなぎ接骨	骨院飯	飯能市柳町九―一二 飯能オーケービル一	ル F	平成二十一年 六月	日
大山	泰 弘		大山接骨	院	東松山市日吉町一一—一五		平成二十一年 五月	日日
小川	忠 恒		麦わら整母	骨院 東	東松山市西本宿二五〇七―四		平成二十一年 九月二十九日	十九日
齋藤	優		新田ふれあい通り敷	[り整骨院 草	草加市金明町二七六—二六		平成二十一年 十月	十 五 日
川崎	憲彦		ケア治療	院	新宿区西新宿八—八—六—一F		平成二十一年 十月	十七日
岡田	有 一		おかだ整母	骨院	栃木県足利市八幡町一―二一―六		平成二十一年 十月二十六日	十六日
小谷里	奈 子   川口市芝四八八五—	<b>一二ハイライズB二〇二</b>					平成二十一年 十月二十七日	十七日
吉田	吉 彦		治療室リハネ	ット	さいたま市中央区鈴谷二―七九四ミオ浦和	浦和	平成二十一年 十月	七日
石川	正 彦		石川針灸マッサージ	院	新座市馬場二―一〇―五		平成二十一年十一月	四 日
江口	暁		江口鍼灸治病	療院	郷市戸ケ崎二―一四一―七		平成二十一年 十月 一	十日
髙槗	勝		グリーンはりきゅう整骨院		草加市谷塚町五六五―一―一〇一―二		平成二十一年 十月二十八日	十八日
金子	康 之   南埼玉郡菖蒲町新堀	一九三四—四					平成二十一年 十月	十 五 日

#### 場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の の例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する 後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ いて準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)

届出があった。

指定医療機関

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事

上

田

清

司

名

第四十九条

(同法第五十五条にお

桶川腎クリニック医療法人社団健賛会 称 名 変 更 事 項 称 桶川共立クリニック医療法人社団偕行会埼玉 変 更 前 桶川腎クリニック医療法人社団健賛会 変 更 後

		_						
整と	名	指	雨	石熔	寺	クつ	所み	リ医 ッ 変 ッ
Z		定	宮	ク	坂	ローき	ず	ッツデンタルクリニッタ療 法 人 社 団 徹 優へ
骨ろ		施   術	屋		듄	バの	沢ほ	タ社の団
0)	٠	者	区	ーッ	区	薬	薬	リーの
院森	称		院	ク	院	局わ	店局	ク会
所	変		所	所	名	所	所	所
在	更事		在	在		在	在	在
地	項		地	地	称	地	地	地
八ユニオンビル一〇二 所沢市上新井八七九―	変更前		三 新井八六九—	二 所沢市上新井一一〇—	細村耳鼻咽喉科医院	一三四街区二画地比企郡滑川町大字月輪	所沢市上新井二五四	マミーマート所沢山口店二F所沢市大字山口八〇八―三
二二ユニオンビル一〇二 所沢市上新井三―六六―	変更後		—八 一八 一八	四所沢市上新井一—四—	寺坂医院	―四―一 比企郡滑川町月の輪一	一所沢市上新井三—一—	ミーマート所沢山口店二F所沢市小手指台二三―一 マ
	骨 院 所 在 地   八ユニオンビル一〇二   二二ユニオンビル ろ の 森   所 在 地   所沢市上新井八七九一   所沢市上新井三一	骨院所在地     バユニオンビルー〇二     二二ユニオンビル       ころの森 変更事項     変更事項     変更     前     一     所沢市上新井三一       ころの森 変更事項     変更     前     変更     更	て ろ の 森 所 在 地 八ユニオンビル一〇二 二二ユニオンビルス	宮 医 院 所 在 地	では、	であって   であって	ころの森       所       在       地       川スニオンビルー〇二       一四十一       一四十二       一二       一二       二二二十二       一二       一二       一二       一二       一二       一二       二二二十二       一二       二二二十二       一二       二二二十二       一二       一二       二二二十二       二二二二       二二二十二       二二二十二       二二二十二       二二二十二       二二二二十二       二二二二       二二二二       二二二二       二二二二       二二二二       二二二       二二二二       二二二二       二二二二二       二二二二二       二二二二       二二二二       <	できるの森       所在地       所沢市上新井二五四       一二二カンビルーの         できるの森       所在地       所沢市上新井二五四       一四一一         できるの森       所在地       所沢市上新井八六九一       所沢市上新井二一の         できるの森       所で、在地       所沢市上新井八六九一       所沢市上新井二一の         できるの森       所で、方で、方で、方で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型

神	整と	名
田	Z	
治	骨ろ	
療	Ø	
院	院森	称
所	所	変
在	在	更 事
地	地	項
所沢市上新井一三二二	バユニオンビル一○二 所沢市上新井八七九—	変更前
二二 新井五—二—	二二ユニオンビル一〇二所沢市上新井三―六六―	変更後

# 埼玉県告示第千五百七十一号

場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、 後の自立の支援に関する法律 届出があった。 の例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する いて準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお (平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ 次のとおり廃止の

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

		. —
はんだ整形外科	名称	指定医療機関
鶴ヶ島市新町一―七―一三	所在	
	地	
平成	廃	
于	止	
年	年	
九 月 三	月	
三 十 目	日	

₩ →	-1,1+	\ <u></u>	ज्र€	II.4 :1-11-	٠.	-	18	14.17	7	44	). <del>L</del>	L #
菅 谷 店	薬局松山中央	海の子薬局坂戸店	平塚薬局越生店	北 鴻 巣 店薬局ティーダ	ヒロ薬局 志木店	大 河 堂 薬 局	ドレミ薬局	柏原歯科医院	そうか在宅診療所	新座眼科	クリニック志 木 駅 前	すがなみ眼科草 加 駅 前
比企郡嵐山町菅谷四六三—三	東松山市材木町二一―一五	一階 坂戸市南町九―五ゼネラルビル	入間郡越生町黒岩二一〇—一	鴻巣市八幡田五三二——	志木市上宗岡五—一八—七	比企郡小川町青山一四七一	熊谷市妻沼東三—六七	スカイビル三F アンジミ	ーピア草加マンション一○五草加市高砂一―六―二八 イト	ビル五F 新座市東北二―三一―一五太田	○一 新座市東北二―三四―一五―二	北館Nビル四F アコスーニ アコス
平成二十一年	平成二十一	平成二十一年	平成二十一	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成
于	十	于	<u>+</u>	于	于	于	<u>-</u>	于一	于	于	于	二 十 年
年	年	年	年	年	年	年	<del>年</del> 十	年	年	年	年	牟
八月三	九月	九 月	八月三	四 月	九月	四 月	- 月	九月一	八月三	九月	九 月	月
八月三十一日	三十日	三十日	八月三十一日	三十日	三十日	三十日	二十年十二月三十一日	九月二十四日	八月三十一日	三十日	三十日	三十日

大

津

勉

1	3	7号	<u>ı</u>
	名	<b>7</b>	指定施術者
	乔	<b>\$</b>	11) 者
	ſ	È	
	戶	ŕ	
	名	施	
	称		
	所		
		術	
	在		
	, ,		
	地	所	
	厚	逶	
	П	Ŀ	

寿

整

骨

院

所沢市美原町二—二九六五

五

平成

干

年

九月

日

年

月

日

# 埼玉県告示第千五百七十二号

の例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 後の自立の支援に関する法律 いて準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条 (平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ (同法第五十五条にお 次

平成二十一年十一月二十七日

ビル五F 川口市芝新町四-所 在 須賀第三 埼玉県知事 地 辞 退 上  $\coprod$ 年 清 月

司

日

富

士 歯 科 医

院

平成

十

年

十月

十六日

名

称

# 埼玉県告示第千五百七十三号

のとおり辞退の届出があった。

国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。 その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第 項の規定による介護支援

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上  $\blacksquare$ 清 司

ビま た 志 ユ ん **	
, , 2	
, , 2	
	ı
ラポーポート	
l つ ぽ 駅 イ ス 歯	
A ク ク	
デしクリ	
y y	
デ し ク リ イ リ ニ 1 薬 ニ	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·
川北蓮新	
日 田 座 所	Î
市東東	
朝松二	
	:
築	
九地勢	
一   地 谷   四 ビ	
_ =	ı
二 八 F 階	1
-	
医療法人社団 悠友会 医療法人社団 悠友会 エイチツーオー株式会社 新日本メンテナン	i
会チェス	,
イツ 浩     人       新 l     二       日 オ     団	į
新 l 二 社 設 日 オ 国 本 l メメ 株	
*************************************	<u>.</u>
メ 株     悠       なテナ会     な	
テ公会会と	i
介通居介居介介居訪訪	
護護門	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	•
所居居間 <u>同</u>	
店 養 宅 ち り と ス	
通管塚管塚ビ訪管~ )。	)
一	
か 指理 指理 シ	
30 30 3	
護護導導導ン護導ン護	
平平平平成成成成成	·
平 平 平 成 成 成 成 二 二 十 十 十 元	i
	•
年年 年 年	
十     十     十       十     十     十       月     月     月	-
月	
三	
十一 九 一 日	

ループホームあすか	ニチイのやわらぎ草加住吉			ケアステーション若葉	社会福祉法人小鹿野福祉会 小鹿野苑ケアセンター		サン介護サービス		GENKI NEXT 熊谷	居宅介護支援事業所ふぁみりあ		ディホーム ふぁみりあ		ケアセンター明和ヘルパーステーション		彩の郷~ぴゅあ~	指定居宅介護支援事業所エルサ上尾		有限会社登嬉和 めだかの森			株式会社さいたま福祉サービス「春日部営業所			まごころケアサービス	ビューライフ 居宅介護支援事業所
谷市善ケ島五六八	草加市住吉一——一—三八			坂戸市紺屋四〇三	秩父郡小鹿野町下小鹿野二五五一		熊谷市石原二―六七 永島ビル二〇三		熊谷市上之一八八一	狭山市狭山二三一一七		狭山市狭山二三一一七		狭山市狭山台三—二五——		鳩ヶ谷市緑町二―一五―二	上尾市藤波三—二六五——		上尾市平方二三八六一四			春日部市谷原二―二―一三 清水マンション五号			川口市元郷四―四―二五 第三池田マンション一〇一	川口市朝日五 — 九 — 二二
活	株式会社 ニチイ学館			医療法人 若葉会	社会福祉法人 小鹿野福祉会		株式会社 和陽		株式会社 介護NEXT	株式会社 コモンズ		株式会社 コモンズ		株式会社 明和工務店		株式会社 ピュアホームズ	医療法人社団 愛友会		有限会社 登嬉和			株式会社 さいたま福祉サービス			株式会社アシスト	株式会社 新日本メンテナンス
護予防認知症対応型共同生活介知 症 対 応 型 共 同 生 活 介	小規模多機能型居宅介護介 護 予 防 訪 問 介 護	護予防訪問入浴介	問介	問入浴介	宅 介 護	護 予 防 訪	訪 問 介 護	護 予 防 通 所 介	所介	居宅介護支援	護 予 防 通 所 介	通 所 介 護	護 予 防 訪 問 介	問介	護 予 防 通 所 介	通 所 介 護	宅 介 護 支	護 予 防 通 所 介	通 所 介 護	介護予防訪問介護	問介	居宅介護支援	護 予 防 訪 問 介	問介	宅 介 護	宅 介 護 支
平成二十一年 七月二十一日	十 月 一			年十	平成二十一年 十月 九日		平成二十一年 十月 一日		平成二十一年十一月 一日	年十		平成二十一年十一月 二日		平成二十一年十一月 一日		平成二十一年 四月 一日	成二十一年		平成二十一年 十月 一日			平成二十一年十一月 五日			一十一年 十月	平成二十一年 十月 三十日

# 埼玉県告示第千五百七十四号

機関 その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護 法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項において 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残 (同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

> けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含 む。)から、次のとおり変更の届出があった。 ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事

上  $\mathbb{H}$ 

清 司

	ハッピー川口中央・訪問入浴・		ハッピー川口中央	ハッピー武里		ハッピー	ハッピ		ハッ		<b>ハ</b> ッ		ハッ		デ		デ		石	_
	中央・訪問入浴		中	里		武	 春		ピー春日		ピー		ピー武		イサー		イサー		塚	名
	八入浴		7.訪問	団地・居宅		里団地・ヘル	日部中央・居		春日部中央・訪		春日部中央・ヘ		里団地・訪問		ビス純		ビス純		クリ	
	ステ		入浴ステ	介護支		パーステ	<b>西宅介護支援</b>		問入浴ステ		ルパーステ		訪問看護スティ		誠会、		誠会、		11	
	ション		ーション	援事業所		ーショ ン	援事業所		ーション		ーショ ン		ーショ ン		しんわ		しんわ		ック	称
	所 在		名	所在		所在	所 在		所 在		所 在		所 在		所 在		名		所在	変 更 事
	地		称	地		地	地		地		地		地		地		称		地	事項
	川口市柳崎三―		ハッピー川口柳崎	春日部市大枝八九		春日部市大枝八九	春日部市中央五-		春日部市中央五-		春日部市中央五—		春日部市大枝八九		三郷市高州一		デイサービス姉		所沢市上新井一	変
	<u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u>		崎・訪問入浴ステーション	武里団地二街区九号棟		武里団地ニ街区九号棟一○五号	- <u> </u> -   -   -   -   -   -   -   -   -   -		-       ライフ				武里団地二街区九号棟一○五号		<u>H</u> .		ビス純誠会たかす		10-11	更
			ーション	一〇五号		(T) 五号	ライフビル三階		ライフビル三階		ライフビル三階		110五号							前
	川口市中青木一—		ハッピー川口中	春日部市大場一一三八—一		春日部市大場一	春日部市中央七一六		春日部市中央七一六		春日部市中央七一六		春日部市大場一一三八—一		三郷市新和四―二〇五		デイサービス		所沢市上新井一	変
	川口市中青木一―一一二五 小林合同会計ビル一〇三		ッピー川口中央・訪問入浴ステーション	一三八—一 高橋第三店舗		春日部市大場一一三八—一 高橋第三店舗	春日部市中央七—六—三 中央七丁目貸店舗事務所		春日部市中央七—六—三 中央七丁目貸店舗事務所		春日部市中央七―六―三 中央七丁目貸店舗事務所						デイサービス純誠会しんわ			更
	計ビル一〇三		ナーション	三店舗一F		三店舗一F	舗事務所一階		舗事務所一階		舗事務所一階		高橋第三店舗一F							後
介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護	居宅介護支援	介護予防訪問介護	訪問介護	居宅介護支援	介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護	介護予防訪問介護	訪問介護	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	サービスの種類

# 埼玉県告示第千五百七十五号

機関 その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年 法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項において 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残 (同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

> けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含 む。)から、次のとおり廃止の届出があった。 ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事

上

 $\coprod$ 清 司

=		在						志	
チイの		宅						木	名
の		サ						駅	
p		ポ						前	
わら		1						ク	
ぎ		ŀ						IJ	
草		21						1	
加住		入						ツ	称
吉		間						ク	
草加市住吉一——一一三八		入間市豊岡五―一―二 T						新座市東北二―三四―一五―二〇一	所
		TM第一ビル二階						-1101	在 地
小規模多機能型居宅介護	介護予防訪問介護	訪問介護	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション	訪問看護	サービスの種類
	介護予防訪問介護	<b>介護</b>	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション	看護	ービスの種
	介護予防訪問介護	<b>介護</b>	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション	看護	ービスの種類 廃
平成二十一年	介護予防訪問介護	<b>介護</b>	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション	看護   平成二十一年	ービスの種類 廃 止
平成二十一年	介護予防訪問介護	<b>介護</b>	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション	看護   平成二十一年	ービスの種類 廃 止 年
	介護予防訪問介護	訪問介護 平成二十一年十一月	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション	看護	ービスの種類 廃 止

# 埼玉県告示第千五百七十六号

定により、 歯科技工士法の一部を改正する法律 歯科技工士国家試験を次のとおり行う。 (昭和五十七年法律第一 号 附則第二条の規

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清

司

兀

受験手続

## 試験期日及び試験場所

学説試験	実地試験	
平成二十二年二月十九日(金)	平成二十二年二月十八日(木)	試 験 期 日
埼玉教育会館さいたま市浦和区高砂三―十二―二十四	埼玉歯科技工士専門学校さいたま市見沼区東大宮一―十二―三十五	試 験 場 所

試験科目

いう。) 第八条に掲げる試験科目 歯科技工士法施行規則 (昭和三十年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」と

受験資格

歯科技工士法 (昭和三十年法律第百六十八号) 第十四条に規定する者

1 提出書類

施行規則第七条に規定する受験願書及び書類

口 試験手数料

三万六千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

受験願書の提出期間及び場所 平成二十二年一月十四日 木

ハ

-16-

Ŧi.

埼玉県保健医療部保健医療政策課 午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後三時三十分 | の規定により告示する

合格発表

平成二十二年三月十九日 金

埼玉県告示第千五百七十七号

変更する。 九号)第三十三条の二第一項の規定によ 森林法 次のように保安林の指定施業要件を (昭和二十六年法律第二百四十 いて縦覧に供する。)

所在場所 指定施業要件の変更に係る保安林の 埼玉県知事 上 田 清

平成二十一年十一月二十七日

三の一、五四三の二、五四三の九、字 九、字相原山五四〇の一、字向山五四 九、字下モ山一二四、一二五、一二七、 | 三〇、字家向五三八、字大宮沢五三 秩父市中津川字下岩舟一一八、一一

の一、字小若沢五三六、字滑沢五三七 影五五四、五五五の一、字後山五六二 深沢五四四、字髙岩五五三、字赤岩日

字ヲロ沢五四五 保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件 公衆の保健

口 法・期間及び樹種 立木の伐採方法 変更しない。 立木の伐採の限度並びに植栽の方 変更後の立木の

伐採の限度並びに植栽の方法及び樹

類を埼玉県庁並びに秩父市役所に備え置 (「次のとおり」は、 種は、 次のとおりとする。 省略し、その関係書

埼玉県告示第千五百七十八号

司

り、 る。 九号)第二十六条の二第二項の規定によ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十 次のように保安林の指定を解除す

平成二十一年十一月二十七日 埼玉県知事 上  $\mathbb{H}$ 清 司

保安林として指定された目的 熊谷市柴字原谷一〇の六四 解除に係る保安林の所在場所

三 解除の理由

耕地の防風

電気工作物施設用地とするため

埼玉県告示第千五百七十九号

定であるから、森林法(昭和二十六年法 律第二百四十九号)第三十条の二第一項 次のように保安林の指定を解除する予

三、二一四の二

埼玉県告示第千五百八十号

十五号)第三十条第二項の規定により、 次の土地改良区の定款の変更を平成二十 年十一月二十日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九 平成二十一年十一月二十七日  $\blacksquare$ 清 司

名 称 埼玉県知事 上

事務所の所在地 北埼玉郡騎西町 備前堀土地改良区

埼玉県告示第千五百八十一号

ので、公告する。 区画整理事業について換地処分があった 幸手都市計画事業鷲宮町西大輪特定土地 百十九号)第百三条第一項の規定による 土地区画整理法(昭和二十九年法律第

平成二十一年十一月二十七日 埼玉県知事 上

四の三七、二〇四の四二、二〇四の四

保安林として指定された目 耕地の防風

解除の理由

道路用地とするため

 $\equiv$ 

田 清 司

解除に係る保安林の所在場所 所沢市大字新郷二○四の三四、二○ 的 埼玉県告示第千五百八十二号 決定したので、次のとおり公示する。 の適用を受ける調達について、落札者を WTOに基づく政府調達に関する協定 平成二十一年十一月二十七日

スクールバス運行業務委託 購入等件名及び数量 埼玉県立特別支援学校塙保己 ൰

埼玉県知事

上

田

清

司

育課総務・振興助成担当 埼玉県さい たま市浦和区高砂3丁目15番1号 名称及び所在地 契約に関する事務を担当する部局の 埼玉県教育局県立学校部特別支援教

落札者を決定した日 落札者の氏名及び住所 丸大観光株式会社 平成21年9月18日 埼玉県人間市扇

ယ

町屋4丁目1番35号 落札金額

契約の相手方を決定した手続 ·般競争人札

6

61,425,000円

平成21年8月7日 入札の公告を行った日

平成二十一年十一月二十七日 上 田 清

埼玉県知事 司

#### 埼玉県告示第千五百八十三号 WTOに基づく政府調達に関する協定

の適用を受ける調達について、落札者を 決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十一月二十七日 埼玉県知事 上 田 清

司

バス運行業務委託 購入等件名及び数量 埼玉県立熊谷特別支援学校スクール

育課総務・振興助成担当 埼玉県さい 名称及び所在地 契約に関する事務を担当する部局の 埼玉県教育局県立学校部特別支援教

落札者を決定した日 平成21年9月18日

たま市浦和区高砂3丁目15番1号

間1丁目20番36号 落札者の氏名及び住所 株式会社協同バス 埼玉県行田市佐

503,594,700円

落札金額

契約の相手方を決定した手続 般競争人札

平成21年8月7日 入札の公告を行った日

埼玉県知事

田

清

司

 $\sim$ 

契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

埼玉県告示第千五百八十四号

決定したので、次のとおり公示する。 の適用を受ける調達について、落札者を WTOに基づく政府調達に関する協定 平成二十一年十一月二十七日 2

> 購入等件名及び数量 田 清

ルバス運行業務委託 一式 埼玉県立大宮北特別支援学校スクー

名称及び所在地 契約に関する事務を担当する部局の

育課総務・振興助成担当 埼玉県さい たま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教

落札者を決定した日

平成21年9月18日

ま市浦和区高砂3丁目6番18号 関東自動車株式会社 埼玉県さいた 落札者の氏名及び住所

6

落札金額 198,975,000円

契約の相手方を決定した手続 一般競争人札

平成21年8月7日 入札の公告を行った日

# 埼玉県告示第千五百八十五号

決定したので、次のとおり公示する。 の適用を受ける調達について、落札者を WTOに基づく政府調達に関する協定 平成二十一年十一月二十七日

バス運行業務委託 一式 購入等件名及び数量 埼玉県立上尾特別支援学校スクール

契約に関する事務を担当する部局の

司 名称及び所在地

落札者を決定した日

ま市浦和区高砂3丁目6番18号

関東自動車株式会社 埼玉県さいた

落札金額

257,250,000円

落札者の氏名及び住所

ランシャリオ202 玉県富士見市東みずほ台1― 株式会社平成エンタープライズ -5 V 葅

落札金額

平成21年8月7日

入札の公告を行った日

-般競争人札

155,400,000円

契約の相手方を決定した手続 一般競争人札

平成21年8月7日 入札の公告を行った日

~1

# 埼玉県告示第千五百八十六号

の適用を受ける調達について、落札者を 決定したので、次のとおり公示する。 WTOに基づく政府調達に関する協定 平成二十一年十一月二十七日

ルバス運行業務委託 購入等件名及び数量 埼玉県立越谷西特別支援学校スクー

埼玉県知事

上

田

清 司

たま市浦和区高砂3丁目15番1号 育課総務・振興助成担当 埼玉県さい 埼玉県教育局県立学校部特別支援教

育課総務・振興助成担当 埼玉県さい たま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教

落札者の氏名及び住所

平成21年9月18日 落札者を決定した日

平成21年 9 月18日

契約の相手方を決定した手続

埼玉県告示第千五百八十七号

決定したので、次のとおり公示する。 の適用を受ける調達について、落札者を WTOに基づく政府調達に関する協定 平成二十一年十一月二十七日

購入等件名及び数量

埼玉県知事 上

田

司

スクールバス運行業務委託 埼玉県立上尾かしの木特別支援学校

名称及び所在地 契約に関する事務を担当する部局の

育課総務・振興助成担当 埼玉県さい たま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教

落札者を決定した日 平成21年9月18日

玉県富士見市東みずほ台1一4一5グ 落札者の氏名及び住所 株式会社平成エンタープライズ 埼

第2137号 区域を次のように変更する。 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十四号  $\sigma$ 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 ランシャリオ202 落札金額 6 契約の相手方を決定した手続 32,760,000円 道路の ~1 道路の種類 平成二十一年十一月二十七日 入札の公告を行った日 一般競爭人札 一般国道

新	ĺΒ	旧新別	
柳合三六三番三地先まで	二九一番一地先から同市大字勝瀬字	区間	
三六・一〇~ 三六・一〇	三六・一〇~ 七一・〇〇	(メートル)敷 地 の 幅 員	
3 7		(メートル) 長	
		備	
		考	

- /	,						
			う		埼		
百一	路	そ の 関	うに道路の供用を開始する。	道路法	玉県杉	新	旧
<del>-</del> +	線	係図	の供	(昭	戸県		
т <u>.</u>	/pg/x	届は	用を	和	土敷	柳合	富士
号	名	16、平	開始	十七	備事	= - - - - -	見 市 大
町大字佐間字古堤一七五二番一地先まで北葛飾郡栗橋町大字佐間字古堤一七三四番一地先	供用開始の区	その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道	する。	(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のよ	埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十号	一番三地先まで	富士見市大字勝瀬字柳合三九一番一地先から同市大字勝瀬字
地先から同郡同	間	県土整備部道		<b>ごき、次のよ</b>		三六・一〇~	三六・一〇~七
日平成二十一年十一月二十七	供用開始の期日			平成二十	路環境課及び埼玉県杉戸	三六一〇	七 / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
道整備事業による。 延長一六三・五八メートル 交差点整備事業・自転車歩行者	備考		埼玉県杉戸県土整備事務所長 平 井 順 一	一年十一月二十七日	埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。		

#### 埼 平成21年11月27日(金曜日) 第2137号 明 若 ゆうあいクラブさいたま 千百一号 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第 吉田しんげ児玉地域後援会 日本共産党久保みき後援会 次の政治団体から設立の届出があった。 埼玉県選管告示第百五十八号 の開発行為に関する工事が完了したの 千本桜団体児玉地域後援会 へと自然にやさしい鶴ヶ島をつくる会 (平成21年10月1日~10月31日受理分。記載順序は五十音順。) るい神川町を創る会 その他の政治団体 政治資金規正法 埼玉県越谷建築安全センター所長 都市計画法 上ひでたか後援会 政治団体の名 藤 暮ちえ子 原 第三十六条第三項の規定により、 許可番号 公告する。 平成二十一年十一月二十七日 しげる 国会議員関係政治団 志 雄 育 山 後 後 後 援 (昭和四十三年法律第百 援 援 (昭和二十三年法律第百九十四号) 称 会 会 会 坂 体以外の政治団体 巻 植原 富永 清水 近藤 本坊 代表者の氏名 小暮ちえ子 隆利 英夫 男 次 儿 三 川﨑 九五八一一 検査済証番号 清水 渋田 近藤 小暮 二杉 開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十一年十一 平成二十一年十月二十一日 南埼玉郡菖蒲町大字小林三二二九 南埼玉郡菖蒲町大字柴山枝郷字丸谷 第三〇二—一号 指令越建セ第二一〇一二三〇号 田口美恵子 会計責任者の氏名 次男 第六条第一 光枝 宏 智 月二十 項の規定により、 川口市柳根町一—三二—A一〇三 本庄市児玉町八幡山三五五 さいたま市見沼区風渡野四三〇―六一― 鶴ケ島市富士見三―一五―二〇 さいたま市桜区大久保領家五五六― 本庄市児玉町高柳三二〇 鶴ケ島市上広谷七九二―一― 本庄市仁手二一二 児玉郡上里町七本木六一一―五 日高市原宿三八四—二二 児玉郡神川町下阿久原 主 坂戸市薬師町一一―一―一〇五 春日部市粕壁東三―九― 自 た る 事 務 招集する。 埼玉県教委告示第三十四号 所 埼玉県教育委員会定例会を次のとおり 七 渡辺 平成二十一年十一月二十七日 平成二十一年十一月二十七日 0) ○八五 <u>—</u> 所 一八 (井上方) 順 埼玉県教育委員会委員長 在 地 居 埼玉県選挙管理委員会委員長 和 口 1 号 場所 議題 日時 平成二十一年十二月三日 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番 埼玉県教育局教育委員会室 その他 教職員の人事について 平成 平成 平成一 平成二 平成一 平成 平成一 平成 平成 平成一 平成二十 平成二十 届 $\overline{+}$ $\overline{+}$ 十 干 十 十 加 出 年 年 年 年 年 年 年 年 藤 十月 十月 十月 月 午前十時 憲 三十日 三十日 十五日 十三日

五日 五日 安

藤 井

重 家

男

埼玉県選管告示第百六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一

龍

0)

Š

じ

な

わ

善

朗

後

別記

一の政治団体及び同条第二

|項の適用団体である別記|

一の政治団体から解散した

項の規定により、

る。

旨の届出があった。

なお、

# 埼玉県選管告示第百五十九号

次の政治団体から異動の届出があった。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一 項の規定により、

(平成21年10月1日~10月31日受理分。 記載順序は五十音順。

政党の支部

治 团 体 0) 名 称

自由民主党埼玉県第六選挙区支部

会計責任者

異

動

項

党 居 支 部

代表者

小此木

郎勇

道

富

岡 新

洋

大里郡寄居町

寄居

一三三五—

大里郡寄居町鉢形八○五

自

由

民 主

主たる事務所の所在地 会計責任者

い郷土をひらく市民連合会 会

会計責任者

後 援 援 援 会 会 会 会 代表者 代表者 主たる事務所の所在地 会計責任者

後 援 会 代表者

鶴

ケ

島

市 龍

Щ

 $\Box$ 司

泰

明

お

郎

援 会 会 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地

称

その他の

団体

治

4

体

0)

名

異 動

事

項

会計責任者

援

富佐田斎 々木 達

藤

光

荒

彰 朗

部 岡 洋 郎 子

岡

伊 秩父市山田二 邦 七 夫

ケ島市五味ケ谷一〇二

秩父市山田二 鶴ケ島市藤金八八一―二三オシャレハウスC号室 七二二——

秩父市山田 天 千 岡 新 高 篠 憲 光 七一二——

鶴ヶ島市脚折町三 鶴ヶ島市中新田 秩父市山田二七一二——一  $\overline{\bigcirc}$ 人

平成一

+

沼田山井井旧 秀 作茂巖 美

> 平成 平成 平成一 十 十 十 年 年 年 十月 十月 十月 十五日 九日

平成 平成 同 成 十 十 年 年 十月 十月 十六日 日

あったの 同法第二十条第一 項の規定により、 別記三のとおりその要旨を公表す

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加 藤

憲

同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加 藤

憲

十

年

届

出

年

月

勇勲茂

平成 平成

松石千

本渡田旧

同同

十一年 十月

八日 右 右

平成 平成

干 十

年

十月

日

年

届

出

-21-

<u> </u>	平成	रे 2	1 年	E <b>1</b>	1月	2 '	<b>7</b> 日	(3	金曜	目)			埼	3	¥	県	Į	報									第	2 1	3'	7号	
(2)	。	(寄附者の名称)	ア 政治団体からの客附	(	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	a 政治団体からの寄附	(分) 略	ア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支 出 総 額	イ 本年収入額	ア前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成21年分)	, 報告年月日 平成21年10月8日	政治団体の名称 埼玉社会問題研究会	別記三	髙 橋 こ う す は	政治団体	その他の政治団体	別記二(平成21年10月1日~10月31日受理分。	結	水野たけみつ	しぶた智秀政	しぶた智秀	埼 玉 社 会 問	) 政 治 団 体	,   その他の政治団体	別記一(平成21年10月1日
	150,000円	(金 額) (主															)月 8 日	<b>]題研究会</b>		け後援会	の 名 称		731日受理分。記載順序は五十音順。)	の会	つ 後 援 会	策 研 究 会	後 援 会	題 研 究 会	の 名 称		~10月31日受理分。記載順序は五十音順。)
	さいたま市	(主たる事務所の所在地)			150,000円	150,000円					838,179円	150,000円	688,179円	838,179円									一十音順。)								一十音順。)
平	ア・寄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支 出 総 額	イ 本年収入額	ア前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成21年分)	報告年月日 平成21年10月7日	政治団体の名称 しぶた智秀後援会			(イ) 寄附·交付金	(7) 選挙関係費	4 政治活動費	(イ) 事務所費	⑦ 光 熱 水 費	ア 経 常 経 費	平成二十一年 十月 十七日	解散年月日			平成二十一年 九月 十五日	平成二十一年 九月 三十日	平成二十一年 九月 三十日	平成二十一年 九月 三十日	平成二十一年 六月 一日	解散年月日		
				1,949,579円	1,949,579円	0円	1,949,579円						838,179円	500,000円	20,000円		310,958円	7,221円		平成二十一年 十月二十八日	届出年月日			平成二十一年 十月 一日	平成二十一年 十月 十五日	平成二十一年 十月 七日	平成二十一年 十月 七日	平成二十一年 十月 八日	届出年月日		

	平	成 2	1 <sup>£</sup>	£ 1	1月	2	7日	(3	金曜	日)			埼	-	£	県	₹	報									第	2 1	3 '	7号	
ア寄い	(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成21年分)	報告年月日 平成21年10月7日	政治団体の名称 しぶた智秀政策研究会		合 計	(対) その他の経費	(二) 寄附·交付金	(ウ) 調査研究費	a 機関紙誌の発行事業費	(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	(ア) 組織活動費	1 政治活動費	(ウ) 事 務 所 費	<ul><li>イ) 備品・消耗品費</li></ul>	⑦光熱水費	ア経常経費	(2) 支出の内訳	渋 田 宏	渋 田 智 秀	(寄附者の氏名)	ア 個人からの寄附	〔寄附の内訳〕	合 計	a 個人からの寄附
									П	研究会							業費								851,679円	1,097,900円	(金額)				
_			168,108円	168,108円	田0	168,108円						1,949,579円	30,000円	40,000円	69,675H	98,405円	98,405円	982,561円		560,729円	119,140円	49,069円			戸田市	春日部市	(住 所)			1,949,579円	1,949,579円
(7) 路 附	华	、の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成21年分)	報告年月日 平成21年10月15日	政治団体の名称 水野たけみつ後援会		☆ 計	(ユ) その他の経費	(ウ) 調査研究費	a 宣伝事業費	(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	(7) 組織活動費	1 政治活動費	(f) 備品·消耗品費	(7) 光 熱 水 費	ア 経 常 経 費	(2) 支出の内訳	渋田 宏 60,108円	渋 田 智 秀 108,000円	(寄附者の氏名) (金 額)	ア 個人からの寄附	(寄附の内訳)	A 計	a 個人からの寄附	(7) 寄 附
				56,000円	56,000円	0円	56,000円						168,108円	1,840円	3,925円	26,250円	26,250円	98,270円		13,930円	23,893円			戸田市	春日部市	(住 所)			168,108円	168,108円	

平成2	<b>1</b> 年	<u>- 1</u>	1月	2	7日	(3	金曜	日)			琦		圡	<b></b>	<u>+</u>	轮									第	2 1	37	/ 号	
(1) 収入の内訳ア 個人の負担する党費又は会費	2 収入・支出の内訳	(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成17年分)	報告年月日 平成21年10月28日	政治団体の名称 髙橋こうすけ後援会		(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成21年分)	報告年月日 平成21年10月1日	政治団体の名称結いの会		合 計	(ア) その他の経費	ア政治活動費	(2) 支出の内訳	その他の寄附	(寄附者の氏名)	ア 個人からの寄附	[寄附の内訳]	合 計	a 個人からの寄附
								ш	於								ш							56,000円	(金 額)				
																									(往				
7,100円 (71人)		34,850円	157,100円	0円	157,100円						0円	0円	0円	0円						56,000円	56,000円				所)			56,000円	56,000円
<ul><li>(平成19年分)</li><li>1 収入・支出の総額</li><li>(1) 収 入 総 額</li></ul>	□ 計	a 機関紙誌の発行事業費	(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	⑦ 組織活動費	ア 政治活動費	(2) 支出の内訳	合 計		ア 個人の負担する党費又は会費	(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成18年分)	合計	⑦ 組織活動費	ア 政治活動費	(2) 支出の内訳	その他の寄附	(寄附者の氏名)	ア 個人からの寄附	〔寄附の内訳〕	☆ 計	a 個人からの寄附	(方) 杏	4 発
		<b></b>	砂事業費						<b>1</b> 会費													150,000円	(金 額)						
																							(往						
52,750円	76,000円	30,000円	30,000円	46,000円			6,500円	(65  Å)	6,500円			76,000円	6,500円	122,250円	128,750円			34,850円	34,850円				所)			157,100円	150,000円		

平	成 2	1年1	1月	27	日	(金	曜日)			埼		<u>E</u>	県	報	<u> </u>								第	2 1	3 '	7号	
次の公職の候補者から資金	女台資金見近去/四川二十三 埼玉県選管告示第百六十二号		若谷正巳	田口幸央	7.	水幕	小 夢 らえ子	届出者の氏名(代表者の氏名)	その他の政治団体	(平成21年10月1日~10月31日受理分。	次の公職の候補者から資金	政治資金規正法(昭和二-	埼玉県選管告示第百六十一号		(ア) その他の経費	ア政治活動費	(1) 支出の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成20年分)	(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア前年繰越額
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。「政治資金規団法(明和二十三年法律第百月十四号)第十月第第三項の規定により	5年4年6日11日子6年118日	<b>}</b>	川口市議会議員	鶴ヶ島市議会議員	; ; ; ;	さいたま市長	<b>本庄市議会議員</b>			31日受理分。記載順序は五十音順。)	次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、	号	<b>*************************************</b>													
があった。	育三頁)見官こより、		若育会	人と自然にやさしい鶴ケ島をつくる会		勇志の会	ト暮ちえ子後爰会 おかべ三郎後援会	資金管理団体		°)		第二項の規定により、			47,000円				47,000円	100円	52,750円	52,750円			田0	田0	52,750円
	平成二十一年十			鶴ケ島をつくる会				の名称					平成二十一年十			合計	⑦ 組織活動費	ア 政治活動費	(1) 支出の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支 出 総 額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成21年分)	
お、コールが対対の作用であるようとあるとします。	一十一年十一月二十七日		川口市柳根町一―三二―A一〇1	鶴ヶ島市富士見三―一五―二〇一 平成二十一年四三〇―プー― F		さいたま市見沼玄虱度野	熊谷市中西三——二—八	主たる事務所の所在地				埼玉県選挙管理委員会委員長	一十一年十一月二十七日	***************************************			動費	) 費	訳	訳	額	(額	竣 額	額	額	年分)	
多复步 力 菔	П						平成二十一年 七	届出年				委員長 加 藤															
<b>扫</b>	意		十月 六日	十 月 一 日	] - - - [	十月二十七日	十月 三十日	月日				憲				5,750円	5,750円				5,750円	0 田	5,750円	5,750円			47,000円

申込期限等

掲載申込期限 平成二十二年

月十五日

(金)

とする。

に従い、

広告掲載申込書を提出するもの

の掲載申込期限及び税務課広告掲載要綱

なお、広告掲載を希望するものは、次

(平成21年10月1日~10月31日受理分。記載順序は五十音順。) その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)

泉 龍 司

公職の種類

資金管理団体の名称

異 動

事

項

旧

年 十月 月

龍の会

新

秩父市山田二七一二—一一

平成二十一年

十六日

 $\mathbb{H}$ 

衆議院小選挙区選出議員

主たる事務所の所在地

届

秩父市山田二七一二——

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加

藤

憲

その他の政治団体

(平成21年10月1日~10月31日受理分。

記載順序は五十音順。)

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定により、

埼玉県選管告示第百六十三号

届出者の氏名(代表者の氏名)

公職の種類

若 谷 勇

正

さいたま市長

川口市議会議員

資金管理団体の名称

若谷正巳後援会

指定取消年月日

平成二十一年 平成二十一年 十月 十月

> 平成二十一年 届 十月二十七日 月

H

平成二十一年

十月

二十日

五日

報

雑

際に必要な事項を定めるものとす 通知書用封筒裏面に広告を掲載する という。) が発付する自動車税納税 この基準は、埼玉県(以下 県

告の掲載を希望する団体を募集する。 の納税通知書の封筒裏面の広告欄に、広

平成二十二年五月に発送する自動車税

広告の申込み

る。

とする。 広告掲載申込書を県に提出するもの 広告掲載の希望者は税務課所定の

掲載しないものとする なお、次の業種又は業者の広告は

(1) (2)自動車の販売等に関連する業種

正化等に関する法律で風俗営業と

風俗営業等の規制及び業務の適

税務課広告掲載要綱

広告掲載申込書

税務課で配布する。

趣旨

るもの

(6) (5) (4)(3)

その他、県が適当でないと認め

ギャンブルに係るもの

たばこ及び酒類に係るもの 消費者金融に係るもの

三

広告主の決定方法 次の二段階の選定を行い広告主

による価格が同額である場合はくじ により決定する。 (一団体)を決定する。ただし、 (2)

封筒に掲載する広告として適当で 告内容が、自動車税納税通知書用 広告掲載申込書に記載された広

あるもの

規定される業種、

及び類似の業種

(2) 高いもの 前記(1)のうち、 広告価格が最も

四 広告価格

(1) 価格は一五〇万円以上とし、この ものとする。 価格には消費税相当分を含まない 広告掲載申込書に記載する広告

掲載する広告の制限事項 する費用は広告主の負担とする。 広告デザイン等の広告作成に要

五.

ものとする。 次の広告については掲載できない 法令等に違反しているもの

七

広告原稿の提出をしなければならな なければらならない。 (2)(1) ついて、あらかじめ県の承認を受け その他 広告内容の承認 表示の義務 広告主は掲載しようとする広告に 瞭に表示しなければならない。 広告主は別に定める日までに県に なければならない。 上の大きさで「环 ケ その他、県の封筒に掲載され キ 力 オ 工 ウ 1 広告には広告の責任の所在を明 もの 広告の上部に縦1.0m×横3.5m以 広告及び企業イメージの向上を うな誤解を与える恐れのあるも は反する恐れのあるもの 認めるもの る広告として適当でないと県が 意図した広告 あたかも県が推奨しているよ 政治性又は宗教性のあるもの 私企業の商品、 県税を滞納している団体等の 個人の氏名広告 意見広告 公序良俗に反しているもの又 発行日 毎 火曜日・金曜日 週 ――と表示をし サービス等の 購読料金 三 兀 は、 のとおり開催する。  $\bigcirc$ のとする 年 便 埼玉県環境影響評価技術審議会を、 影響評価準備書について 施設(第二工場) 埼玉県環境影響評価技術審議会 なお、この会議の傍聴を希望する者 十五番一号 四万三千 一時から午後三時三十分まで 番四号 次に定める手続に従って傍聴するも 議題 開催場所 平成二十一年十一月二十七日 問い合わせ先 料 傍聴者の定員 平成二十一年十二月四日 開催日時 東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理 埼玉会館七A会議室 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 電話〇四八 埼玉県総務部税務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 二十人 金 を 含 四 む 百 会長 (八三〇) 二六五九 ث 円 整備事業に係る環境 発行者 水 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八一八二  $\Box$ 課税担当 金 俊 午後 典 四四 次 六 <u>Ŧ</u>i. きる。 十五番一号 までに、当該会議の会場において、 評価担当 局(埼玉県環境部環境政策課環境影響 得た上で、会議の会場に入ることがで になり次第終了する。 玉県環境影響評価技術審議会の許可を 問い合わせ先 電話○四八 (八三○) 三○四 埼玉県環境影響評価技術審議会事務 傍聴手続 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 傍聴の手続は、 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻 (代表) http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA 00/kenpouhome/fr\_top.htm 埼玉県報ホームページアドレス 先着順で行い、 定員 埼 印刷所 ○四八 さいたま市南区別所三― 関 東 ―八六二―二九〇 図 書 株 式